

第6章 まん延防止

第6章 まん延防止

概 要

新型インフルエンザ等の発生時には、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。

特に有効な治療薬がない場合や予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策となる。

このため、平時からの基本的な感染対策の定着を図るとともに、有事におけるまん延防止対策への理解・協力を得られるよう継続的に取り組む。一方で、病原体の性状等を踏まえ、強化された医療提供体制においても医療がひつ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、市は県と連携し、必要な措置を迅速に講じる。

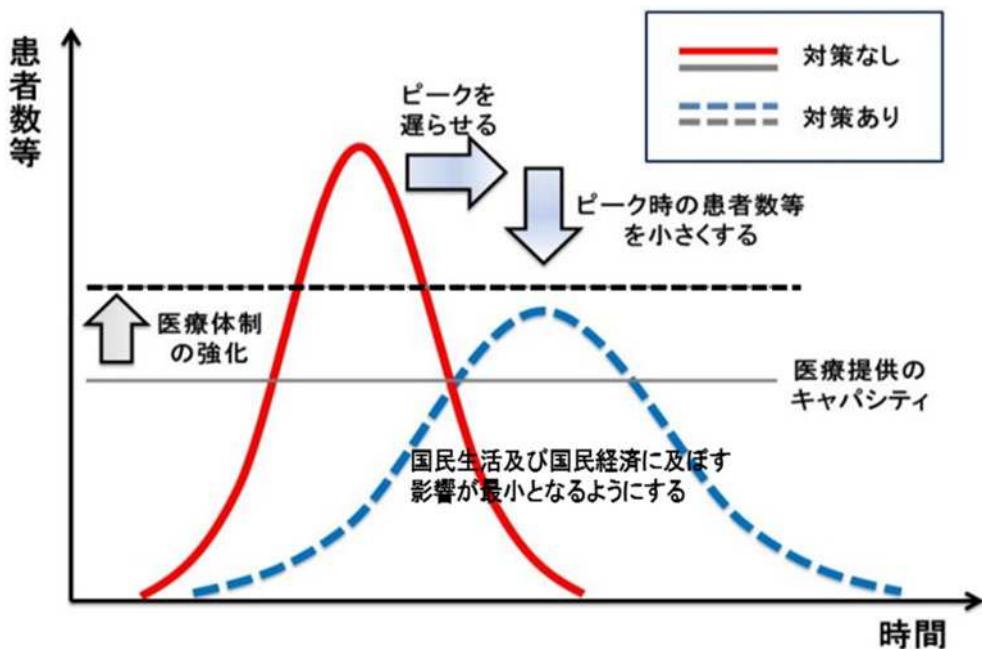
これらの対策の実施にあたっては、対策の効果と社会経済活動等への影響を総合的に勘案する必要があり、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報やワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

準備期

国の取組

有事にまん延防止対策を機動的に実施するため、

- ・考慮すべき指標等(医療・社会経済)を事前整理
- ・有事に国民・事業者の協力を得るため、理解促進を図る



引用:新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(まん延防止)

市の取組

基本的な感染対策・まん延防止対策への理解促進

- 市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。
- 市民等への、換気、マスク着用等の咳工チケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及・啓発を図る。

- 自らの感染が疑われる場合は、相談センター¹⁵に連絡し、指示を仰ぐことや感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
- まん延防止等重点措置による休業要請、緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

¹⁵ 新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に設置される電話窓口。新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じ、必要に応じて、感染症指定医療機関等への受診につなげる。

初動期

国の取組

- ・ 迅速な国内でのまん延防止対策(患者への入院勧告・措置や濃厚接触者への外出自粛要請等)実施のための準備。

市の取組

市内の患者発生に備えた対応

- 市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)方法についての確認を行う。
- 検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、対応する。
- 業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

対応期

国の取組

- ・ 感染拡大防止と国民生活・社会経済活動のバランスをとるため、病原体の性状の変化や、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化により、まん延防止対策の強度を柔軟に切り替える。

市の取組

まん延防止対策の内容

- 国等による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずる際は市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

患者や濃厚接触者への対応

- 地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応を行う。
- 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

県によるまん延防止等に対する市民の理解・協力の要請

- 県によるまん延防止等重点措置や緊急事態措置により、市民生活・経済に少なからず影響が生じることから、市民等に理解・協力を求めるなど、必要な対応を行う。

「まん延防止等重点措置」と「緊急事態措置」

項目	まん延防止等重点措置	緊急事態措置
法的根拠	新型インフルエンザ等対策特別措置法 (2021年2月の改正で新設)	新型インフルエンザ等対策特別措置法
発令要件・目的	特定の地域において、 国民生活・国民経済に甚大な影響を及ぼす おそれがあるまん延を防止するため	全国的かつ急速なまん延により 国民生活・国民経済に甚大な影響を及ぼす おそれがある場合
対象地域	都道府県知事が定める期間及び区域 (市区町村単位等、より限定的)	都道府県単位(広域)
期間	6か月以内 (何度でも延長可能)	2年以内 (合計1年を超えない範囲で延長可能)
事業者への要請・命令	営業時間短縮要請・命令のみ (休業要請・命令は不可)	休業要請・命令、営業時間短縮要請・命令
対象業種	飲食店等の特定業種が中心	幅広い業種
市民への要請	対象施設への出入り自粛要請(限定的)	外出自粛要請(幅広い)
罰則	命令違反で20万円以下の過料	命令違反で30万円以下の過料

■ 基本的な感染対策に係る要請等

- 基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

■ 事業者に対する要請

- 事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。
- また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。
- 医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

学級閉鎖・休校等の要請

- 感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。
- また、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

公共交通機関に対する要請

- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。

県の取組

※県行動計画から抜粋

外出等に係る要請等

- 県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。
- また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行う。

営業時間の変更や休業要請等

- 県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。
- また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設管理者等」という。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請を行う。

まん延の防止のための措置の要請

- 県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。

営業時間の変更や休業要請等及びまん延の防止のための措置の要請の要請に係る措置を講ずる命令等

- 県は、上記のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。

施設名の公表

- 県は、上記のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、国の情報提供を踏まえ、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。

時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

封じ込めを念頭に対応する時期

- 医療のひつ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講ずる。

病原体の性状等に応じて対応する時期

- 有事には、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等に基づく、国及びJIHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひつ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクは非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、療養者に対して適切な医療を提供する観点から県と連携し、自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画等に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、市が当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、国や県に対する支援の要請を検討する。

子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

また、子どもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。
- なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。